

10. 国有林野事業債務管理特別会計

(1) 概要

平成 24 年 1 月 24 日に閣議決定された「特別会計改革の基本方針」において、「国有林野事業特別会計については、平成 24 年度末において廃止し、一般会計へ移管するものとする。ただし、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、国有林野事業債務返済特別会計（仮称）を設置し、当該債務を承継するものとする。」とされ、これらを内容とする「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」が平成 24 年 6 月 27 日に公布されました。（施行日は平成 25 年 4 月 1 日）

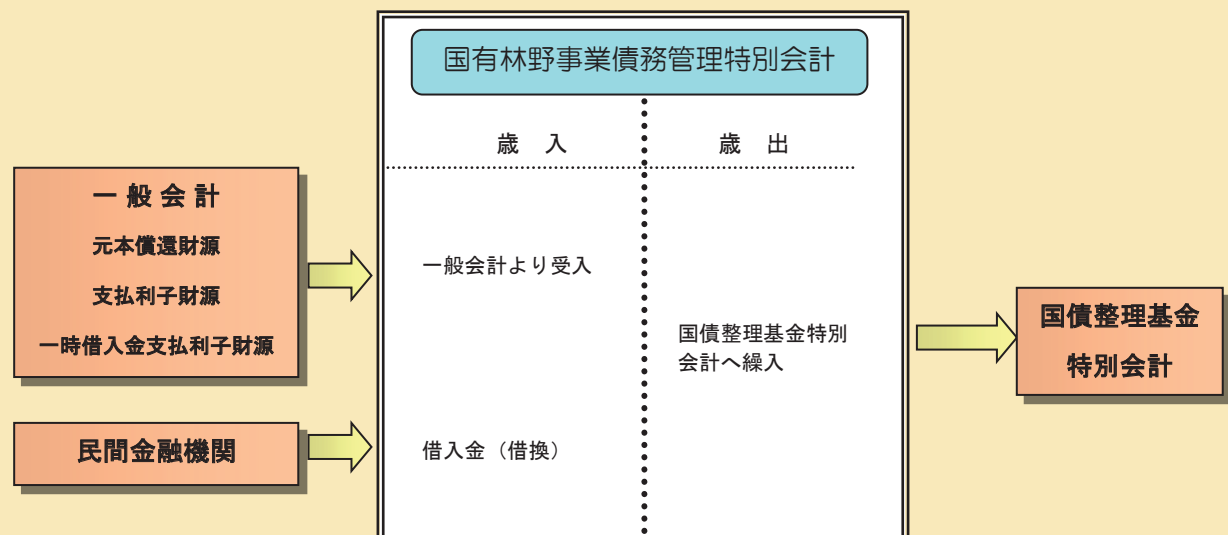
この法律により、国有林野事業債務管理特別会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した約 1.3 兆円の借入金債務の処理に関する経理を行うことを目的として、平成 25 年度から暫定的に設置されました。

この借入金債務は、一般会計からの繰入金を財源として償還を行い、令和 30 年度までに償還を完了する予定です。

国有林野事業債務管理特別会計の仕組み

借入金の元本償還の財源と支払利子等の財源を一般会計から繰入れ、償還額に満たない金額については民間金融機関から借入れを行います。これらの歳入を財源として国債整理基金特別会計へ繰入れを行い、借入金の償還と利子の支払い等を行います。

なお、民間金融機関からの借入れは全て借換借入金であり、債務が増加するものではありません。



(2) 具体的な事業の内容

① 一般会計からの繰入れ

本特別会計に属する借入金債務（令和6年度期首残高1兆882億円）を償還するため、一般会計における、国有林野から産出される林産物等の売払収入や、国有林野の管理処分によって得られる収入等（国有林野事業収入）から、その収入を得るために必要な経費を差し引いた額が本特別会計に繰り入れられ、借入金の元本償還金、借入金の利子の支払財源及び一時借入金の利子の支払い財源に充てられています（特別会計法附則第206条の5）。

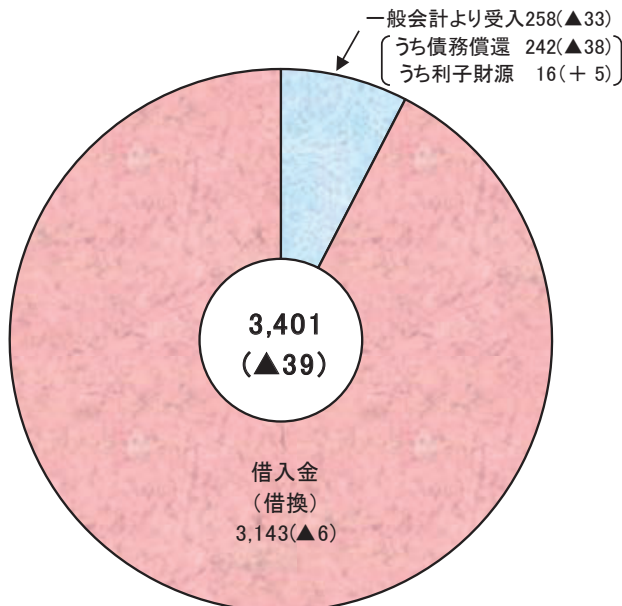
② 借換借入金

単年度に一般会計から繰り入れる借入金の償還財源のみでは、当該年度における借入金の償還金額の総額には達しませんので、その残額を借換借入金として、民間金融機関から5年間を償還期限として利率競争入札方式により調達します。この借換借入金は、既存の借入金の償還時に借入れ（借換）を行いますので、借入金債務が増加するものではありません。

(3) 特別会計の現状

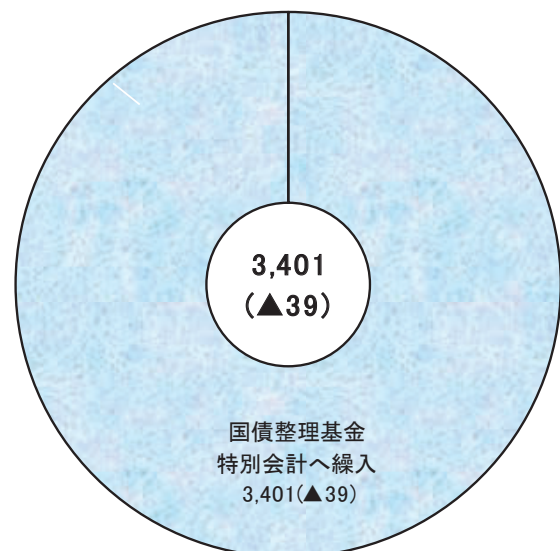
① 歳入歳出予算（令和6年度当初予算）

【 歳入 】



【 歳出 】

(単位：億円)



○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
3,401 (▲39)	3,401 (▲39)	－ (－)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
一般会計より受入	258 (▲33)	借入金の償還金、支払利子及び一時借入金の支払利子の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
借入金	3,143 (▲6)	借入金の償還のための借換借入金見込額
合計	3,401 (▲39)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
国債整理基金特別会計へ繰入	3,401 (▲39)	借入金の償還金、支払利子及び一時借入金の支払利子の財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入額
合計	3,401 (▲39)	

② 剰余金

(注) この特別会計は、国債整理基金特別会計へ繰入れするための必要額に限って、一般会計からの繰入れ及び民間金融機関からの借入れを行っていることから、剰余金は発生しない仕組みとなっております。

③ 資産及び負債(令和4年度特別会計財務書類)

国有林野事業債務管理特別会計貸借対照表

(単位：億円、単位未満切捨)

《3年度》	《4年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《4年度》	《3年度》
			未 払 費 用	0	0
▲11,437	▲11,250	資産・負債差額	借 入 金	11,250	11,437
			負債合計	11,250	11,437
			負債及び資産・負債差額合計	-	-

資産はありません。

主な負債は、民間金融機関等からの借入金です。なお、この借入金は、旧国有林野事業特別会計から承継した債務です。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

国有林野事業債務管理特別会計においては、借入金の償還に関する情報開示に努めており、具体的には、「国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況」について国会へ報告を行っています。

国有林野事業債務管理特別会計についての問い合わせ先

農林水産省林野庁国有林野部管理課

電話番号 03-3502-8111 (内線 6253)